煩雑な申請手続きを専門家へ

神埼市雇用調整助成金申請手続支援補助金

申請要領

※この補助金は、雇用調整助成金（国）ではありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵便で提出してください。

神埼市商工観光課

【補助金の主旨】

この補助金は新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の申請を考えている神埼市内中小企業の皆さまが、「雇用調整助成金等」を積極的に活用できるよう、申請に係る経費（社労士への委託料）を補助することで、「雇用調整助成金等」の給付を受け、それにより事業主の方や従業員の方々の経済的な負担軽減につなげることが目的です。

【対象経費及び補助額等】

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 雇用調整助成金等の申請に必要な手続き事務を社会保険労務士に委託した際の委託料 |
| 補助率 | ①常時雇用する従業員が21人以上　 補助対象経費の２／３以内②常時雇用する従業員が20人以下　 補助対象経費の１０／１０以内 |
| 補助限度額 | １５万円 |

【対象者】

次の条件をすべて満たす中小企業者が対象となります。

１　神埼市地内に会社、事業所、店舗等があり、事業を営んでいること。

２　新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金等の申請を行った事業者

３　前号の申請を社会保険労務士に委託し、その委託料を支払った事業者

４　社会保険労務士と年間契約している場合は、雇用調整助成金等の申請事務が契約内容に含まれていないこと。

５　既に補助金の交付決定を受けていない事業者

６　平成３０年度までの市税の滞納がないこと。

７　自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団

イ　暴力団員

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

８　前号のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

【申請までの流れ】

①神埼市商工会に相談する。

・神埼市商工会

住所：神埼市神埼町神埼４１３−３（神埼市役所本庁の北側駐車場内です。）

TEL：0952-52-7131

↓

②聞取り後、商工会から社会保険労務士を紹介

↓

③社会保険労務士と事業者で委託契約締結

↓

④社会保険労務士が雇用調整助成金の手続き

※コロナ対応特例措置は**9月３０日まで**なのでご注意ください。（詳しくは厚労省HPにて）

↓

⑤国から雇用調整助成金受給

↓

⑥事業者が社会保険労務士へ委託料を支払う

↓

⑦神埼市に補助金の申請・請求（申請期限：令和３年２月２６日）

↓

⑧神埼市から補助金交付（⑦申請から１５日後程度）

社会保険労務士

ハローワーク

（雇用調整助成金申請窓口）

神埼市商工会

申請事業者

②紹介

①相談

④手続き

③委託

⑥委託料支払

⑤給付

⑦申請

⑧交付

神埼市役所

商工観光課

【必要書類】

１　神埼市雇用調整助成金申請手続支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）

２　雇用調整助成金等の申請書類作成を社会保険労務士に委託した契約書の写し

３　上記契約書に基づく、委託料を支払った事が分かる資料の写し

４　雇用調整助成金等の支給申請書類一式（休業計画届等含む）の写し

５　補助金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳等の写し

６　誓約書兼同意書（様式第２号）

７　補助金申請者と振込口座名義人が異なる場合は委任状

※申請書の様式は、神埼市のホームページからダウンロードしてください。

【申請期間】

令和２年５月１３日から令和３年２月２６日

※こちらの申請期間は神埼市雇用調整助成金申請手続支援補助金の申請期間です。「雇用調整助成金等」の手続きは令和２年９月３０日までに行う必要があります。

【申請方法】

まずは、神埼市商工会（0952−52−7131）へご相談ください。

その後、郵送により下記宛先に提出してください。

〒８４２－８６０１　神埼市神埼町神埼４１０

神埼市商工観光課 雇用調整助成金申請手続支援補助金担当 行

【問い合わせ】

神埼市商工観光課

TEL 0952-37-0107